

基準地価格の決定

固定資産（土地）の基準地価格の審議は、評価替えの前年に実施

1 基準地価格とは

市町村間の土地の評価の均衡を確保するため算定する提示平均価額の基礎となるもので地目別に定められる。

2 基準地価格の決定（参考 6 頁 提示平均価額と基準地価格のしくみ）

(1) 指定市町村

地方財政審議会固定資産評価分科会の審議の意見を聴き総務大臣が均衡化を図る。

〔	北海道の指定市町村				〕		
	田	…	美唄市	畑		…	音更町
	宅地	…	札幌市	山林		…	北見市

(2) 指定市町村以外

指定市町村の基準地価格との均衡を考慮の上、北海道固定資産評価審議会の意見をきき知事が均衡化を図る。

3 基準地価格の均衡化（参考 6 頁 提示平均価額と基準地価格のしくみ）

(1) 宅地

固定資産評価基準第 1 章第 1 2 節「経過措置」に基づき、地価公示価格等の 7 割を目途とする均衡化を図る。

(2) 宅地以外の土地（田及び畑、山林）

指定市町村の基準地価格との均衡化を図る。

(3) 提示平均価額の算定

ア 知事において均衡が図られた基準地価格を市町村に通知

イ 市町村長は通知された基準地価格を基に各土地の評定を実施し、総評価見込額を算出し知事に報告

ウ 知事は算出された総評価見込額を総地積で除して提示平均価額を算定し、北海道固定資産評価審議会の審議の意見をきき市町村に通知

エ 市町村長は、通知された提示平均価額を基に土地の評価額を決定